平成２８年（フ）第１２２８号
大阪市住吉区長居１丁目14番３号シティホームズ長居公園201号
債務者　田食　文章
1　決定年月日時　平成28年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月14日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１４３４号
大阪市北区菅栄町７番３号　笠間文化　102号室
債務者　小林千代子
1　決定年月日時　平成28年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月14日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１７８号
静岡市清水区蜂ヶ谷133番地の３
債務者　鈴木　達哉
1　決定年月日時　平成28年４月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月13日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月14日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２５２号
東京都八王子市明神町４丁目27番14号リビエールハヤシビルディング505号
債務者　土屋　貴浩
1　決定年月日時　平成28年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月15日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第２８３号
東京都八王子市諏訪町455番地９メゾンＫＭ201号
債務者　小川千鶴子
1　決定年月日時　平成28年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月15日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続開始等

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２８年（フ）第１０００号
大阪市北区野崎町９番10号
債務者　株式会社日食
代表者代表取締役　中村　光孝
1　決定年月日時　平成28年４月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山形　康郎
4　破産法31条５項により、破産債権者に対する通知をせず、かつ、届出をした破産債権者を債権者集会の期日に呼び出さない。
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続終結

平成２７年（フ）第５６６号
福岡市中央区草香江２丁目８番22号
破産者　有限会社ヤナギサワ
1　決定年月日　平成28年４月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第６００号
福岡市博多区冷泉町４番12号
破産者　株式会社宮井八十二商店
1　決定年月日　平成28年４月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第９２１号
福岡市南区清水４丁目９番３号
破産者　有限会社福陽
1　決定年月日　平成28年４月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第９号
秋田県由利本荘市川口字家後78番地１
破産者　有限会社パルフェ
1　決定年月日　平成28年４月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
秋田地方裁判所本荘支部

平成２７年（フ）第２６号
滋賀県草津市矢橋町243番地
破産者　株式会社五基物産
1　決定年月日　平成28年４月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第９号
新潟県上越市大字上五貫野22番地１
破産者　上麺食品株式会社
1　決定年月日　平成28年４月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
新潟地方裁判所高田支部

平成２６年（フ）第５３号
兵庫県南あわじ市榎列小榎列308番地
破産者　有限会社高吉商店
1　決定年月日　平成28年４月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２７年（フ）第９６７号
堺市北区百舌鳥梅北町３丁125番地140
破産者　碓井　隆二
1　破産債権の届出期間　平成28年５月16日まで
2　一般調査期日　平成28年６月９日午前10時30分
平成28年４月15日
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第１４号
兵庫県丹波市氷上町新郷720番地１
破産者　鍋処越後屋こと　森島　　仁
1　破産債権の届出期間　平成28年５月16日まで
2　一般調査期日　平成28年７月14日午前11時
平成28年４月18日
神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２８年（フ）第３４号
大阪市浪速区幸町１丁目３番34―404号、前住所大阪府富田林市藤沢台３丁目10番21号
破産者　岡　　毅
1　破産債権の届出期間　平成28年６月６日まで
2　一般調査期日　平成28年７月４日午後２時
平成28年４月15日
大阪地方裁判所第６民事部

債権者集会招集

平成２４年（フ）第４６７号
大阪府茨木市高浜町３番28号
破産者　藤吉コンクリート工業株式会社
1　期日　平成28年５月16日午前11時
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成28年４月15日
大阪地方裁判所第６民事部